様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2025年　　6月　　11日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　あっとほーむかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称　アットホーム株式会社  （ふりがな）　つるもり　やすし  （法人の場合）代表者の氏名 　鶴森　康史  住所　〒144-0056  東京都大田区西六郷4-34-12  法人番号　4010801018095  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 1. 「企業理念」 2. 「DX戦略」 | | 公表日 | 1. 2024年12月10日 2. 2025年6月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 1. 「企業理念」   公表方法：当社コーポレートサイトに掲載  公表場所：<https://athome-inc.jp/company/philosophy/>  記載箇所：「経営ビジョン」   1. 「DX戦略」   公表方法：当社コーポレートサイトに掲載  公表場所：<https://athome-inc.jp/company/dx-strategy/>  記載箇所：「アットホームのDX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 1. 経営ビジョン   独自性のある優れたカスタマーサクセスを提供し続け、不動産業界の発展に貢献し、当社事業のサステナブルな成長を目指します   1. ビジネスモデルの方向性   これらの貴重なデータを有効に活用し、加盟店の皆さまやエンドユーザーのニーズに迅速・的確にお応えするサービスをつくるため、DX（デジタルトランスフォーメーション）戦略として営業部門と企画・開発部門が相互に連携する体制を構築いたしました。具体的には、加盟店情報・物件情報においてAPIを用いたサービス間の連携、SFAツールやSaaSを用いた部門間の有機的なデータ共有および抽出を実現する業務改革です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 1. ②各ページは取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX戦略」 | | 公表日 | 2025年6月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社コーポレートサイトに掲載  公表場所：<https://athome-inc.jp/company/dx-strategy/>  記載箇所：「アットホームのDX戦略」 | | 記載内容抜粋 | 例えば、サービスの利用ログや営業現場で得られた定性情報を一元的に蓄積・活用し、改善ニーズを定量的に把握しています。これらのデータを分析し、「どの部分をどう改善すべきか」を可視化することで、意思決定から実装までのスピードを高め、より的確な機能改修やUI改善を実現しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 本ページは取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社コーポレートサイトに掲載  公表場所：<https://athome-inc.jp/company/dx-strategy/>  記載箇所：①「DX推進体制」②「DX人財の育成・確保」 | | 記載内容抜粋 | 1. 「DX推進体制」   DXを推進する上で、エンドユーザーや加盟店をはじめとする取引企業などに対するサービスとしての「実取引⽀援のDX」、社内業務の効率化や⽣産性向上に取り組む「社内業務DX」、そして61,000店以上の加盟店と営業担当者間のやりとりを効率化する「営業活動DX」という3本の柱を掲げた推進体制を構築しております。  ②「DX人財の育成・確保」  １.DX人財プロファイルを可視化  外部試験やIPA（独⽴⾏政法⼈情報処理推進機構）が提供するスキルチェックリストなどを活⽤して「素養のある⼈財を育てる」という体制の構築を⽬指しております。  ２．人財育成制度と評価について  重点⽬標として定めた「次世代を担うイノベーティブ⼈財育成」のもと、こうした多様な役割に着⽬し、環境の変化に積極的かつ適切に対応するリーダー層を育成し処遇することを⽬的として、スキル⼿当・能⼒加算⼿当を導⼊しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表方法：当社コーポレートサイトに掲載  公表場所：<https://athome-inc.jp/company/dx-strategy/>  記載箇所：「ITシステム・情報セキュリティ 1.DX戦略を実現するIT環境整備」 | | 記載内容抜粋 | DX戦略を実現するIT環境整備への取組みとして以下を実施しております。  ・情報資産（お客さま情報、物件情報）のAPI化  ・データセンターからクラウドサーバーへの移⾏推進  ・取締役会やIT投資調整委員会など全社最適の視点から部⾨を超えて判断‧決定を⾏う体制  ・就業環境の整備（リモートワーク、サテライトオフィス、スライド勤務等の活⽤、フリーアドレス化の促進） |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX戦略」 | | 公表日 | 2025年6月11日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社コーポレートサイトに掲載  公表場所：<https://athome-inc.jp/company/dx-strategy/>  記載箇所：「DX戦略の達成状況における指標」 | | 記載内容抜粋 | 『エンドユーザーと加盟店をつなぐネットワーク数』『物件情報などのストックデータ』『ITサービスごとの契約・稼働率・トランザクション数』の3つの指標を掲げて日々活動を続けております。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月10日 | | 発信方法 | 発信者：代表取締役社長　鶴森　康史  公表方法：当社コーポレートサイトに掲載  公表場所：<https://athome-inc.jp/company/philosophy/>  記載箇所：「ごあいさつ」 | | 発信内容 | 少子高齢化や人口減少、空き家の増加、さらにはデジタル化の進展といった社会や不動産業界を取り巻く環境の大きな変化が進むなか、これらの状況に適応すべく、不動産会社さまの声に耳を傾け、向き合い、先駆的な技術を積極的に取り入れながら、本当にお役に立てる「不動産業務ソリューション」のご提供に努めています。  私たちアットホームは、創業以来、時代に適応したサービスやシステムの開発・ご提供とお客さまに寄り添ったきめ細やかなサービスのご提供に努めてまいりました。  これからもアットホームは、不動産情報サービスのパイオニアとして不動産会社の皆さまやエンドユーザーのニーズに迅速・的確にお応えできるよう、そして社会のお役に立てるよう、全社一丸となり努力を重ねてまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年11月頃　～　2025年3月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」に記載したものを添付にて提出致します。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2005年10月頃　～　継続中 | | 実施内容 | 公表方法：当社コーポレートサイトに掲載 公表場所：https://athome-inc.jp/security/  ・ISO/IEC27001　取得 ・ISO/IEC27017　取得  ・プライバシーマーク　取得  情報セキュリティ管理責任者および情報セキュリティ委員会を設置し、弊社の役員、従業員及び関連会社及び協力会社の従業員に対し、定期的な情報セキュリティに関する教育・訓練を行っており、定期的な情報マネジメントシステムの見直しを実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。